

歌志内市議会会議録

第5日目（平成24年3月19日）

---

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に4番下山則義さん、7番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件、特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案6件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第3 報告第3号議案第5号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、議案第7号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、以上、平

成24年3月8日、条例・予算等審査特別委員会付託。議案第22号平成24年度歌志内市一般会計予算、議案第23号平成24年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第24号平成24年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第25号平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第26号平成24年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号平成24年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成24年3月9日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長谷秀紀さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（谷秀紀君） ー登壇ー

報告第3号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第98条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第5号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について。

議案第7号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第8号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について（平成24年3月8日付託）。

議案第22号平成24年度歌志内市一般会計予算、議案第23号平成24年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第24号平成24年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第25号平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第26号平成24年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号平成24年度歌志内市病院事業会計予算（平成24年3月9日付託）。

2、審査の経過。

3月14日、15日、16日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも原案どおり可決する。

以上です。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、議案第7号、議案第8号及び議案第22号から議案第27号までの9件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

## 議案第28号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 議案第28号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） —登壇—

議案第28号損害賠償の額の決定について御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記。

1、損害賠償の額、128万3,295円。

2、損害賠償の相手方、滝川市栄町4丁目9番1号。北海道中央バス株式会社空知事業部長、久保田勝利。

3、事故の概要。

（1）事故発生日時、平成24年1月21日土曜日、午前8時37分ころ。

（2）事故発生場所、歌志内市字本町1027番地31地先市道4丁目線交差点付近。

（3）事故の状況、除排雪作業中の公用車（ショベルローダー除雪車）が市道4丁目線交差点付近で後進運転をした際に、公用車左後方バンパー部分が、道道赤平歌志内線を走行中であった相手方所有の路線バスの左後方乗車口後部付近に接触し、当該車両の乗降口自動ドア等を破損させたものです。

4、損害賠償の内容。

（1）本件事故に係る過失割合は、市が90%、相手方が10%であることを双方が確認する。

（2）市は、相手方の損害額、すなわち143万5,100円の90%である129万1,590円を負担する。

（3）本件事故に係る示談の成立後、市が加入している全国市有物件災害共済会自動車損害共済は、市の負担額、すなわち129万1,590円から相手方が負担する、すなわち市公用車の損害額8万2,950円の10%である8,295円を差し引いた128万3,295円を相手方に支払う。

提案理由は、除排雪作業中の公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

なお、本議案議決後、速やかに相手方、北海道中央バス株式会社と前述の内容にて示談書を取り交わす予定であります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ただいまの提案を見ますと、事故の発生日が24年1月21日になっております。そこで、1月27日に臨時会が開催しております。この臨時会では、市政報告の中で灯油の盗難についての報告がありましたけれども、この件についてはございませんでした。

それから、2月21日に常任委員会を開催しておりますけれども、この委員会でも報告がございませんでした。なぜ、報告ができなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

事故があったのは平成24年1月21日でございます。その間、今までの間、臨時会、また常任委員会が開催されたということでございます。

それで、事故のことなのですが、まず、最終的な修理費の確定が、24年3月1日に市のほうに連絡が入ったということでございます。それと、あと過失割合のことにつきましても、市有物件と中央バスの保険会社との間の話し合いの結果が3月2日に90対10というような過失割合が合意に至ったという、これらの経過がありまして、委員会に報告するというようなことが間に合わなかったということでございますが、この過失割合なり、修理費が決まらなくても、こういうことがあったということをやはり委員会に報告すべきものと考えております。今後気をつけたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 2 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 議案第29号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第29号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第29号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,215万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,201万9,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

4款衛生費2項清掃費2項ごみ処理費19節負担金補助及び交付金2,893万3,000円の増額補正は、中・北空知廃棄物処理広域連合において、当初、地方債の充当により財源措置していた建設事業費が、震災復興特別交付税により全額措置されることに伴う負担金の増であります。

なお、特別交付税措置分3,215万1,000円と負担金の増額分2,893万3,000円の差額、321万8,000円につきましては、規定の負担金予算額に含まれております。

次に、15款1項1目とも予備費321万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

9款1項1目1節とも地方交付税3,215万1,000円の増額補正は、歳出で御説明しましたが、中・北空知廃棄物処理広域連合の建設事業費に係る地方負担分が震災復興特別交付税で措置されることによるものであります。

以上で、議案第29号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちょっと確認したいのですけれども、今回の補正の分なのですけれども、いろいろ新聞で取りざたされていて、被災地の瓦れき云々ということで新聞にいろいろ掲載されて、今、話がちょっと広がりつつあります。その中で確認したいのが、瓦れき受け入れありきでこの補正がついたのか、全然関係なくしてこの補正がついたのかを確認したいというのと、もう一つ、国、道からそういう瓦れき受け入れ云々という話は、この短期間の中であったかどうかというのを確認したいのと、あと、このまちでは震災に関してそんなに大きな被害がなかったと思うのですけれども、何でこの震災復興特別交付税という名前で国から入ってくるのかを確認したいのと、あと、補正額なのですけれども、3,215万1,000円に対して2,893万3,000円歳出するというので、入ってくる金額と出す金額がちょっと違う、この算出の方法、根拠はどういうふうになっているのかを聞きたいのですけれども、4点お願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） まずは、最初に瓦れきの受け入れの関係で、受け入れがありきで補正がついたのかということでございますけれども、この部分につきましては、広域連合のほうで国の第三次補正予算の関係の調査が8月にございまして、そのときに震災の瓦れきを受け入れることを前提に検討するというので、国のほうにこの申請をしております。その際に、広域連合のほうでは、受け入れ市とかそういう部分のお話もありますので、必ずその震災の廃棄物を受け入れしなければならないのかということ国と道に確認しております。その段階では、必ずしも受け入れなければならないということではないというふうに回答を得て申請をしたということでございます。

それと、国、道から、この短期間で受け入れの関係の話があったかということでございますが、この関係については今のところございません。

それと、なぜ震災交付金なのかということでございますが、これは国のほうの災害交付金の

関係の予算の中から出されるものですから、その関係で震災交付金というような名前がついていると思います。

あと、補正額3,215万円と支出の2,893万3,000円の差額でございますが、この部分の差額につきましては、既に321万8,000円につきましては市のほうの予算に繰り込んでおりますので、その部分につきましては重複しますので、その部分が相殺されております。ですから、先に予算を組んでおりますけれども、総体としては三千二百幾らですかを支出するような形になります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 最初の質疑で、8月のときに瓦れきの受け入れ前提で申請しているということだったのですけれども、瓦れきを受け入れするよという意味でいいのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 広域連合のほうでは、受け入れを前提に検討するというので申請をしています。ですから、それを恐らく検討することになると思います。そして、検討をされた時点で具体的な、こういうふうにしたいということで市のほうに協議の申し入れがあるとあります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 受け入れに対して全部否定するわけではないのですけれども、放射線の安全な数値というのを、まだ国でちゃんとした位置づけがされていない状態なので、その辺いろいろこれから話が煮詰まってくると思うのですけれども、最終的に受け入れするしないというのは、住民の声を聞いていろいろ判断をしないとだめだと思うのですけれども、最後に市長、この辺どういうふう考えているか教えてもらってよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 広域連合長という立場もありまして、混乱しないように歌志内市長としての考え方ということで、先ほどこの新聞報道につきましては、所管の課長のほうからお話ししましたように、瓦れきの処理ありきというような形で、これは8月までの国への要望というのは、この施設に対する交付金の要望を出したということでございます。これについては、当初予定していた国の3分の1の交付金が23年度については要望額の3分の2しか内示がなかったと、3分の1が見てもらえなかったということで、そういったことについて再度100%の交付金をいただきたいという形の中で要望したというのが内容でございます。

その時点で、今、第三次補正というのは災害復興に関する予算の補正という中で、これらを私のほうといたしましては、25年4月が操業開始の予定でございますから、そういった時点でのいわゆる瓦れきの受け入れ等について検討をしていただけるかというような内容でございます。さらにそれらを事務局で確認をして、その結果、受け入れなくてもこの交付金について、交付金のこの復興予算ということから外すとか、そういうことではなく進めていただきたいということでございました。

また、今、決められました特別交付税の措置については、その後の国のいろいろな国会での予算の関係で特別交付税ということで出されてきたものでありまして、つい先日、空知総合振興局を通じてこういったことの対応が承知したということで認識をしているところでございます。これらについては、広域連合の事務局のほうでそれぞれ資料を整理しながら、各5市9町に対しての今後の取り組みについて、今後協議をするというようなことで今進めているところでございます。

したがって、この検討の時期等については、まだ国とか北海道の具体的なそういった対

応というものが情報としてまだ出ておりませんので、そういった状況を確認しながら、私どものほうといたしましては、先日、議員の方の質問にお答えいたしましたけれども、やはり住民の意見等を踏まえながら、安全の確保というものを最優先して慎重に判断をしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 昨年の8月から、そういう検討するという格好というお話ですけども、もう半年以上たっているのですけれども、広域連合でそういう検討に入っているという情報は市のほうには入っているのですか。

それと、こういうことを決める、時期的にはいつごろまでそういう態度を決めるというふうな要望的なものは時期的にあるのかどうか。

それと、今、市長の話で、市民への了解も十分とらなければならない、理解もしてもらわなければならないということですけども、そんなような計画は今のところあるのかなのか、時期的に。その辺をお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 広域連合のほうで検討に入っているのかということでございますけれども、広域連合のほうではまだ具体的な検討は入っておりません。というのは、国、道のほうからどういうものを受けてほしいですか、量ですとか期間、いつまでとか、あと一番大きいのは実際に稼働するのが1年後だということで、既存の施設ではございませんので、そういうのがあるのでまだ具体的に検討はしておりません。

あと、いつまでと時期的なものでございますけれども、これについてはちょっと承知していませんが、今ほど言ったように時期が25年4月ということで、来年の4月なものですから、これから具体的にいつまでに幾ら入れてほしいという要望があって協議していくものと思えます。

あと、市民の了解の部分につきましては、広域連合の意向としては、住民説明会みたいなものを開くことをしたいなということはおっしゃってございましたが、それも市のほうと正式にはまだ協議しておりません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） スケジュールとして広域連合の中で検討をするよと。せっかく国、道からある程度の情報が入ってきて、そしてキャパがあるからこのぐらいなら何とか引き受けできるなという情報をまず固めるよと。それから市のほうへ落として、歌志内さんどうですかというなら、市のほうがそれならちょっと住民の意見というような格好の段階的なタイムスケジュールがあると思うのですけれども、一番最初のその段階、広域連合の検討もまだされていないということで、もっともっと先の話ということですね。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 一番最初の、その広域連合の検討がまだされていないということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第1号から意見書案第4号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第6 意見書案第1号から日程第9 意見書案第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第1号基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）、意見書案第2号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）、意見書案第3号父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）、意見書案第4号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第1次・第2次一括法が、昨年の通常国会で成立しました。291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっています。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられています。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革をめざすものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立



場に対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

#### 記

- 1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の推進の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、地域主権推進担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標(障害調整生命年(DALY):disability adjusted life years)を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます(WHOの「命と生活障害の総合指標」による)。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必

要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

父子家庭支援策の拡充を求める意見書(案)

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度(就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など)の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう条件も改正すること
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書(案)

2008年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、更なる悪化が懸念されます。

日本は技術立国として知られていますが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失です。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質

的な魅力に触れる機会も少なくなります。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられます。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチです。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の大手志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるともいえます。

よって政府は、若者の雇用をめぐるミスマッチ解消のため、以下の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く求めます。

#### 記

一、ハローワークと就職支援サイトの連携強化で中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること

一、企業現場での実習（OJT）を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること

一、ジョブカフェ強化型事業や「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続、または同様の取り組みの拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること

一、地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、文部科学大臣

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第1号基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 意見書案第1号の基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書に対し、反対討論したいと思います。

この意見書案の中にある3番目、3行目の広域連合の創設手続の簡素化などを含め云々かんぬんと、あと4番目の1行目、地方の自主性、裁量性を拡大し云々とあります。そのほかの部分で、地域主権改革の受け皿づくりであり、国の社会保障などへの最低保障責任を解体し、自治体の役割をさらに弱め、道州制を視野に入れた自治体のさらなる広域化と再編によって、地方議会の形骸化、住民自治の崩壊、縮小に導く方向性があるため、本意見書に反対するものがあります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成の議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 意見書案第1号に賛成の立場で討論をいたします。

本意見書は、自治体への権限移譲に関し、地域の実情に合った住民主体の発想で改革をし、課題に関しては市町村が共同で仕組みを整備し、それをかかわる時期、情報、財源などを確実

に措置するよう求めたものであり、また、産業、経済の活性化、少子高齢化による地方財源の基盤強化のため支援策を求めるものと考えますので、賛成といたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第1号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第2号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第3号父子家庭支援策の拡充を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第4号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第5号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 意見書案第5号医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第5号医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書（案）

厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」は、都道府県が作成する次期医療計画（2013年度から）の指針について見直し案を示しました。この中で「2次医療圏の設定」では、「20万人未満の2次医療圏について、入院医療を一体の区域として提供できるかを検討し、流入割合が20%未満、流出割合が20%以上あった場合は設定の見直しを検討する」となっている。

これを北海道にあてはめると現在21の2次医療圏が12に半減する。

近く厚労省が決める「指針」、それがそのまま持ち込まれると、根室、日高、宗谷、上川、空知など各地の地域医療が崩壊しかねず、これまで各センター病院は地域の中核的医療機関として整備され、重要な広域機能を発揮してきましたが、これが瓦解しかねない。

そもそも「人口20万人未満」を基準にとり入れること自体、過疎地をかかえる多くの医療実態を無視したものであり、地理的社会的条件を無視するものである。

よって厚労省「指針」をつくる場合は、検討会の案に依拠することなく、人口基準を撤回し、これまでのように自然的社会的条件を十分に考慮することにより、地域医療の確保をはかるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

---

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第5号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案6号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 意見書案第6号泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） —登壇—

意見書案第6号泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書（案）。

本意見書（案）を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたしますが、本意見書（案）につきましても、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書（案）を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書（案）

福島第一原発事故は、原発の危険性をはっきり示しました。しかも、いまだに事故は収束していないし、その見込みも立っていません。どの世論調査でも原発の「縮小・廃止」を求める声が過半数を大きく超え、「原発ゼロ」が多数の国民・道民の願いとなっています。

この声に押されて、いま日本の54基の原発のうち運転停止中が52基、運転中は僅か2基（2月24日現在）です。それでも電力不足はおきていません。「原発からの撤退」は可能です。

ところが、野田佳彦首相は、昨年12月16日に福島原発事故の「収束」を宣言し、電力各社による「ストレステスト」（耐性試験）の結果についての原子力安全・保安院の安全性評価を経て早期の再稼働につきすすもうとしています。すでに、関西電力の大飯原発3、4号機は「安全」との評価審査書が策定され、再稼働への突破口にされようとしています。北海道電力は昨年12月中に、泊原発1、2号機のストレステストの評価結果報告書を原子力安全・保安院に提出し、「一日も早い再稼働を望む」と表明しています。

しかし、ストレステストの審査基準も可否の基準も不明確です。原発が多数立地する福井県や新潟県の知事は、フクシマ事故の検証抜きの安易な再稼働は容認しないことを表明しています。北海道知事は、泊原発の再稼働の前提として、「浜岡原発を運転停止して、なぜ泊原発は停止しないのか」の説明が必要だとしています。

しかもわが国は、世界有数の地震国であり、多くの原発の周辺で活断層が確認されており、どの原発も安全とは言えません。泊原発も、未確認の活断層の存在を指摘する研究があるほか、黒松内低地断層帯は北電の調査結果よりもっと長大だとの研究機関の報告もあります。さらに原子力安全・保安院が新たに指示した5 km以上離れた周辺の活断層が連動する可能性の検証はこれからであり、耐震安全性に保証があるとは言えません。

何より重大なことは、いまの原発は技術的に未完成で苛酷事故が避けられない構造的欠陥をもち、使用済み燃料の処理・処分技術も未確立なまま、負の遺産を孫子の代まで負わせることになることです。泊原発で福島第一原発のような事故が起きれば、北海道全体が深刻な打撃をうけることは必至です。したがって、泊原発の再稼働は容認できません。

以上から、次のことを要望します。

福島原発事故の検証抜きに安全性に保障がない泊原発1、2号機の再稼働を認めないこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力安全・保安院長、原子力安全委員会委員長、北海道知事

---

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。  
以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。  
これもちまして、平成24年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

（午前10時39分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            山      崎      数      彦

署名議員                    下      山      則      義

署名議員                    谷                    秀      紀